

新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市老人憩の家（各区役所健康福祉課において別途評価会議開催要綱を制定する老人憩の家を除く。以下同じ。）の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 候補者の選定における業務仕様書や評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項
- (3) 非公募により選定された指定管理者に対する所管課による指定期間を通じた評価に関する事項

(委員構成)

第3条 評価会議は、外部の有識者（学識経験者、地元有識者、公認会計士など）による委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議は、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換会で構成し、必要に応じて事前に施設視察等を行う。ただし、候補者選定を非公募で行う場合は、この限りでない。

(第2条第2号に係る評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、申請者を評価する場合には、他の委員の意見も参考にし、あらかじめ別に定める評価項目に基づいて、総合的に評価するものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議は公開とする。

2 申請者又は委員からの申し出があった場合及び評価会議における意見交換会については非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、各区役所健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月3日から施行する。
(新潟市老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止)
- 2 新潟市老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱(平成22年12月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。